

国際観艦式付帯広報イベントの部外委託に関する契約希望者募集要項
(企画競争)

契約担当官

海上自衛隊東京業務隊

経理科長 金田



国際観艦式付帯広報イベントの部外委託契約について企画競争を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

記

1 企画競争に付する事項

国際観艦式付帯広報イベントの部外委託

2 企画競争に参加できる者の資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

- (6) 応募時点において有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる者であること。
- (7) 本事業を実施できる経験及び技術を有すること。
- (8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者であること。
- (9) 当該事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第1号から第5号及び第7号から第9号の要件を満たすことを保証できること。

3 企画競争参加申込みに関する手続等

- (1) 申込先及び参加表明書提出先

〒162-8803

東京都新宿区市谷本村町5-1

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係（E1棟3階）

03-3268-3111（内線57842）

- (2) 申込受付期間

令和4年3月7日（月）～令和4年3月25日（金）17時15分まで
（直接提出する場合は、土、日及び祝日を除く。）

- (3) 提出書類

ア 参加表明書（別紙様式） 2部

イ 競争参加資格に係る資格審査結果通知書（写） 2部

4 企画競争に関する説明会

- (1) 開催日時

令和4年3月29日（火）13時30分から

- (2) 開催場所

東京都新宿区市谷本村町5-1

東京業務隊 E2棟会議室

- (3) 説明事項

ア 役務の概要等に関する事項

イ 企画提案書作成要領

ウ その他必要事項

(4) 出席者

1 参加希望者当たり 2 名までとする。

5 企画提案書の提出等

(1) 提出期限

令和 4 年 4 月 1 2 日 (火) 1 7 時 1 5 分まで

(2) 提出場所

第 3 項第 1 号に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送 (郵送の場合は書留郵便で受領期限までに必着のこと)

(4) 提出部数 2 部

6 プレゼンテーション

(1) 参加資格

官側に提出した企画提案書の了承を得た者

(2) 開催日時

令和 4 年 4 月 1 4 日 (木) から 1 5 日 (金)

時間：参加者毎に後日調整

(3) 開催場所

東京都新宿区市谷本村町 5 - 1

海上幕僚監部小会議室 (防衛省 A 棟 8 階)

オンライン会議の形式に変更した場合も対応できること

7 評価結果の通知

企画提案書の評価実施後、契約候補者として 1 者を選定し、令和 4 年 4 月下旬を目途に評価結果を郵送にて通知する。

8 疑義の申立

(1) 評価結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して 5 日以内 (土、日及び祝日を除く。) に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：企画競争参加申込先に同じ。

イ 時間：土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
- (2) 正当な理由がなく資料を期限までに提出しなかった者の応募は無効とする。
- (3) 本公示に示した参加資格を満たさない者の応募は無効とする。
- (4) 第4項の説明会に参加しない者は、企画競争に参加できないものとする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料は他の目的に使用しない。
- (7) 説明会及びプレゼンテーションへの参加、企画提案書の作成及び企画提案書の提出に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

その他詳細については、説明会にて説明する。

- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

別紙様式

年 月 日

契約担当官
海上自衛隊東京業務隊経理科長 殿

所在地
会社名
代表者名

印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号	調達品目
業務隊公示第20号 (令和4年3月7日)	国際観艦式付帯広報イベントの部外委託

添付書類：資格審査結果通知書（写）